

松山税務署からのお知らせ

▶ご利用ください 振替納税制度

所得税などや個人事業者の消費税は、振替納税が安心して便利です。新たに振替納税を希望する場合は、税務署か金融機関に「預貯金口座振替依頼書」を3月15日④までに提出してください。平成28年分の所得税などの振替納付日は4月20日④、個人事業者の消費税の口座振替日は4月25日④です。

▶さらに便利で使いやすく e-Tax

自宅や事務所から申告や納税ができるサービスです。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータを取り込み、税務署に送信することができます。詳しくはe-Taxのホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。

●e-Taxのメリット

- ①自宅からネットで簡単申告
 - ②24時間利用可能 (1月16日④から3月15日④まで)
 - ③添付書類の提出を省略 (5年間保管する必要はあり)
 - ④書面申告と比べ、還付がスピーディー
- ※ e-Tax での電子申告には、電子証明書付きのマイナンバーカードなどやICカードリーダライタが必要です。

▶記帳義務の拡大

個人の白色申告者で営業、農業や不動産貸付などを行う全ての人(所得税などの申告の必要がない人を含む)は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。

▶復興特別所得税の記載漏れに注意

平成25年分から49年分まで、所得税と復興特別所得税を併せて申告・納付する必要があります(記載は還付申告を含めた全ての人に必要)。確定申告書の「復興特別所得税額」欄の記載漏れがないよう注意してください。**【算式】復興特別所得税＝基準所得税額×2.1%**

▶松山税務署での確定申告相談

- 期間** 所得税など 2月16日④～3月15日④
贈与税 2月1日④～3月15日④
消費税・地方消費税 ～3月31日④
- ※ 土・日曜日、祝日を除きますが2月19日④、2月26日④は実施します。
- 時間** 9時～16時
- 場所** 松山税務署(松山市若草町4番地3松山若草合同庁舎)
- 内容** 所得税など、贈与税、消費税・地方消費税の申告書類などの作成
- 持参品** 右記の「申告に必要なもの」参照
- 松山税務署 ☎941-9121 (自動音声案内)

町県民税

申告が必要な人

平成29年1月1日現在、町内に住所があり、前年中に給与か公的年金以外の収入(営業、農業、不動産、パート、一時金、個人年金などの収入)があった人(所得税などの確定申告をした人は除く)。

※申告が必要ない場合でも、追加する各種所得控除のある人は、申告をすることで町県民税が減額される場合があります。

申告に必要なもの

- ①印鑑(認印で可)
 - ②税務署から申告書を送付されている人はその申告書
 - ③給与や年金の平成28年分の源泉徴収票
 - ④営業、農業、不動産所得がある人は、収支内訳書(収入、経費を必ず集計してください)
 - ⑤社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、領収書や支払(控除)証明書
 - ⑥医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書(必ず集計してください)
 - ⑦還付金の受取口座番号(本人名義)が分かるもの
 - ⑧申告者・扶養親族のマイナンバーが確認できるもの(通知カードなどの写し)
 - ⑨申告者の身元確認ができるもの(運転免許証)などの写し
- ※代理人が来庁するときは、代理人の身元確認の写しも必要。

平成28年分の申告から必要です

マイナンバーが確認できるものの写し

身元確認ができるものの写し



所得税と復興特別所得税

(以下「所得税など」)

申告が必要な人

▽給与や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人
▽給与を2カ所以上の事業所からもらっている人
▽年金の収入金額が400万円を超える人または年金以外の所得が20万円を超える人
▽事業をしている人、不動産

還付申告

収入がある人、土地や建物を売った人などで、平成28年中の所得合計額が基礎控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人
▽平成28年中の給与収入が200万円を超える人

申告の必要がない場合でも、次のような人は、申告をすると源泉徴収された所得税などが還付される場合があります。
▽住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる人
▽年末調整を受けていない人

▽医療費控除や寄附金控除を受ける人など
※還付を受けるために確定申告をする場合は、給与や退職所得以外の所得の合計が20万円以下でも、これを含めて申告しなければなりません。

2月16日④～3月15日④

税の確定申告

確定申告期間中は、下記の日程で申告相談を実施します。期限内に申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、後で不足の税金を納めることになるだけでなく、加算税や延滞税も納めなければなりません。正しく早めに申告しましょう。不動産、株式(特定口座以外の場合)などの譲渡所得がある人は、松山税務署で申告してください。

◆役場申告会場

日時 2月16日④～3月15日④(土・日曜日は除く)
9時～11時30分、13時～16時

場所 役場2階大会議室

- ※ 役場正面玄関入口は7時30分に開きます。
- ※ 混雑状況によっては午前中に受け付けをしても、申告相談の開始が13時以降になることがあります。あらかじめご了承ください。

◆各地区公民館・集会所

期間	9時～11時30分	13時～16時
2/20 月	—	徳丸
21 火	大溝	中川原
22 水	永田	神崎
23 木	横田	出作
24 金	東古泉	鶴吉
27 月	北川原	大間
28 火	恵久美	上高柳
3/1 水	塩屋	昌農内
2 木	南黒田	西高柳
3 金	新立	西古泉
6 月	本村	筒井
7 火	宗意原	北黒田

●町県民税について 税務課町民税係 ☎985-4110
所得税について 松山税務署 ☎941-9121